

生命共済 共済金請求の手続

入院あるいは死亡等の共済事故が発生した場合は、次の書類を整え、駐屯地等に配置されている防生協地域担当者に提出又は防生協本部に直接郵送してください。

1 入院・手術共済金

「生命共済共済金請求書」に必要事項を記載し、次の書類を提出してください。

入院等の内容			請求書	組合所定の「入院・手術証明書(診断書)」 ^{【注1】}	他保険会社等の診断書 ^{【注2】}	診療明細書 ^{【注3】}	領収証 ^{【注4】}	自衛隊病院が発行する「退院療養計画書」等 ^{【注5】}
31日以上の入院			◎	◎				
30日以内の入院	入院のみ	保障開始後6カ月未満(軽微な傷病を除く) ^{【注6】}	◎	◎				
		保障開始後6カ月以上経過後	◎	○	○	○	○	○
	手術あり	保障開始後2年未満	◎	◎				
		保障開始後2年以上経過後	◎	○	○	○		

【凡例】 ◎：原本が必要な書類 ○：いずれかのコピーが必要な書類 ※保障開始：新規・増口契約した直近の保障開始日

【注1】 組合所定の「入院・手術証明書(診断書)」での証明ができない場合のみ、医療機関が独自に作成し、支払査定に必要な要件が具備された診断書も可。

【注2】 傷病者氏名、傷病名、医療機関名、医師の証明、入・退院日が確認できるもの。手術を伴う入院の場合は、前記の内容に加えて手術名又は手術コードが確認できるもの。

【注3】 傷病者氏名、医療機関名、入・退院日、入院の診療報酬点数が確認できるもの。手術を伴う入院の場合は、前記の内容に加えて手術名及び診療報酬点数が確認できるもの。すべてのページが揃っていることが必要であり、ページに欠落がある場合は共済金請求のための証明書類としては使用できません。

【注4】 傷病者氏名、医療機関名、入・退院日、医療費の内容、領収印が確認できるもの。

【注5】 傷病者氏名、医療機関名、入・退院日が確認できるもの。

【注6】 軽微な傷病：インフルエンザ、急性咽頭炎、急性上気道炎、急性胃腸炎、発熱、捻挫、蜂窩織炎など一過性の傷病

- (1) ①31日以上の入院、②30日以内の入院で入院の初日が生命共済契約(増口した場合は当該契約)の保障開始後6カ月未満での入院(軽微な傷病を除く。^{【注6】})及び③保障開始後2年未満の手術を伴う入院のいずれかに該当する場合

○医師の証明を受けた、組合所定の「入院・手術証明書(診断書)」(原本)

- (2) 30日以内の手術を伴わない入院で、入院の初日が保障開始後6カ月以上経過後の場合

次のいずれかのコピーを添付し、請求書に傷病名を必ず記入してください。

○組合所定の「入院・手術証明書(診断書)」又は他保険会社等へ提出する「診断書」

○領収証、診療明細書、自衛隊病院が発行する「退院療養計画書」等

自衛隊病院が発行する「退院療養計画書」等の場合、自衛隊病院名の記載がないときはご自身でご記入ください。

- (3) 30日以内の手術を伴う入院で、入院の初日が保障開始後2年以上経過後の場合

次のいずれかのコピーを添付してください

○組合所定の「入院・手術証明書(診断書)」又は他保険会社等へ提出する「診断書」

○診療明細書(請求書に傷病名及び手術日を必ず記入してください。)

- (4) 受取人である契約者が請求できないため契約者以外の方が請求される場合は、「代理請求申請書」

2 死亡共済金

- (1) 生命共済共済金請求書(請求者が契約者でないときは続柄、生年月日、住所を記入)

- (2) 死亡診断書又は死体検査書(いずれもコピー可)、生死不明等により死亡と認められたときは、除籍された戸籍謄本又はこれを証明する書類

- (3) 死亡共済金受取人の戸籍謄本

【注】 契約者が受取人の場合や承諾書に受取人の記載(続柄が「その他」の場合を除く。)がある場合は不要
　　外国籍の方は、在留カード等身分を証明できるもの(表・裏両面のコピー)

- (4) 事実上婚姻関係にあるときは、住民票謄本及びそれぞれの戸籍謄本

3 重度障害共済金

- (1) 生命共済共済金請求書(請求者の住所記入)

- (2) 障害の程度を証明する医師の診断書等(他の保険会社等の障害診断書のコピー可)
(注) 重度障害の程度及び症状固定年月日が記載されていることを要します。

- (3) 代理請求申請書(契約者以外の方が請求される場合)

4 請求書の郵送先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-1 クイーポビル6階 防衛省職員生活協同組合
コールセンター 0120-079-931 専用線 8-6-28902
8:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)



www.boseikyo.jp

「生命共済共済金請求書」、「入院・手術証明書(診断書)」及び郵送用封筒は駐屯地等の地域担当者にお申し出いただぐか、共済窓口でお問い合わせください。(防生協のHPからもダウンロード(郵送用封筒を除く。)できます。)

■ 請求書に記入もれ、訂正された場合の訂正署名にもれがありますと共済金の支払いが遅れる場合があります。

共済金請求にあたってのご注意

1 入院・手術共済金を請求する場合

- (1) 入院共済金は、共済契約の保障開始日以後に生じた傷病の治療を目的に、連続して3日以上入院したとき入院1日目から支払われます。共済金の受取人（請求者）は契約者です。
- (2) 入院共済金請求の際添付する証明（診断）書は、組合所定の「入院・手術証明書（診断書）」（以下、「組合所定の診断書」という。）使用してください。この用紙による証明ができない場合のみ、医療機関が独自に作成し支払査定に必要な要件が具備された診断書（原本）も可とします。
- なお、国外の医療機関で診断書等の証明を受けた場合は、その日本語訳を必ず添付してください。
- (3) 証明書類として他保険会社等の診断書、診療明細書等を添付される場合で、組合が定める内容（表面の表の注意事項参照）が具備されていないときや確認が必要なときは、組合所定の診断書や領収証等必要な内容がわかる証明書を添付していただくことがあります。（例：診療明細書に医療機関名が記載されていない場合等）
- (4) 入院中の外泊日は支払の対象となりません。外泊日が入院後3日以内にある場合は、外泊後の入院日から起算します。
- (5) 医師の指示による転院の場合は1回の入院とみなします。ただし、移動日数、待機に要した日数は入院日数には含まれません。
- (6) 1回目の入院日数が3日以上で、退院の翌日から起算して11日以内に同一傷病（※）で再入院した場合は、合計した日数を一回の入院日数として扱います。
- ※「同一傷病」とは、診断書に傷病名が複数記載されていても、また、傷病名が包括的に記載されていても、必要となる治療が相互に関連性が高く、一連の医療行為と見なすことができる場合など、防生協が同一傷病と認める場合を含みます。
- (7) 出産を伴う入院で組合所定の診断書以外で請求されるときは、保険適用となった入院期間の確認のため、手術の有無に問わらず領収証と診療明細書の両方を添付してください。この際、領収証及び診療明細書が公的医療保険分と自費分が別々に発行されている場合は両方とも添付してください。保険適用期間が確認できる診療明細書や領収証が提出できない場合または診療明細書等では保険適用期間が確認できない場合は、組合所定の診断書を提出してください。
- (8) 入院中に別の傷病（合併症等）で科を変更した（転科）場合は、別の入院として扱います。入院期間が3日以上で手術を伴った場合は入院共済金のほか手術共済金も支払われます。転科による入院・手術共済金を請求される場合の証明書類は、保障開始後の期間に問わらず必ず組合所定の診断書を添付してください。ただし、転科後の入院期間が2日以内の場合は入院共済金・手術共済金いずれも支払の対象となりません。
- (9) 手術共済金は、入院共済金の対象になる入院期間中に行われる治療目的の手術であって、「医科診療報酬点数表」又は「歯科診療報酬点数表」によって手術料が算定される手術に対し支払われます。
- (10) 上記に加え脳疾患に対するガンマナイフ等組合が指定する放射線治療は手術共済金の支払対象となります。また、穿刺、ドレナージ、プラッドパッチ、神経ブロックの治療を受けられた方は、医師に同意書を提出された場合に限り手術共済金の支払対象となります。表面に記載された手術を伴う場合に必要な証明書類とともに同意書のコピーを添付してください。同意書の添付がない場合は手術共済金の支払対象とはなりません。また、検査の場合も手術共済金の支払対象とはなりません。

2 死亡共済金を請求する場合

契約者死亡に伴う共済金受取人は規約で定められた方となります。なお、受取人の指定をされている場合は指定されている方となります。また、死亡共済金請求において、受取人順位が同じである受取人が2人以上いる場合は、委任状により1人の代表者を決めていただき、その方に請求していただくこととなります。

詳しくは地域担当者又は防生協本部におたずねください。

3 死亡共済金と入院・手術共済金を同時に請求する場合

それぞれの共済金の請求者が異なる場合は、死亡共済金の請求書と入院共済金の請求書を別々に提出して下さい。

4 時効

共済金等の支払事由の発生を共済金受取人が知ってから請求のないままで3年間を経過したときは、共済金が支払われない場合がありますので、支払事由が発生したときは速やかに請求してください。

5 請求完了日

請求完了日は、請求書の記入日にかかわらず、地域担当者が請求書を受領した日の翌日又は共済金の請求に必要な書類が防生協本部に到達した日の翌日となります。

6 共済金が支払われない場合

特定の病気による入院や保障開始日以前に発症した病気やケガなどの入院の場合、共済金の支払をお断りする場合があります。ご不明の場合は、診断書をとる前に規約や承諾書裏面などで確認するか、地域担当者又は防生協本部にお問い合わせください。

7 氏名変更届など未提出の契約者様はご注意ください

結婚などで氏名が変わった方で、変更届を提出されていない場合は、共済金の請求書と一緒に氏名変更届の提出をお願いします。提出のない場合は、本人確認等でお支払いに時間がかかる場合があります。